

Ⅶ 再開発関係地方債

制度の概要

市街地再開発事業等に係る地方公共団体の負担金等については、総務大臣等に協議の上、地方債を発行することができる。

1. 市街地再開発事業等管理者負担金補助（社会資本整備事業特別会計（道路勘定））に係るもの

街路事業と同様に、一般会計債（一般公共事業・都市計画）の対象となる。（都道府県分充当率90%、市町村分充当率55%）

2. 市街地再開発事業費補助（一般会計）に係るもの（地方公共団体施行の場合）

市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業における建築物及び建築敷地の整備費等について、公営企業債（地域開発事業・都市開発事業）の対象となる。（充当率100%）

3. まちづくり交付金に係るもの

まちづくり交付金を受けて実施する市街地再開発事業等（間接補助に係るものを除く）について、一般会計債（一般補助施設整備等事業）の対象となる。

4. その他

組合施行等の市街地再開発事業等に係る地方公共団体の負担金等のうち適債経費については、一般会計債（一般補助施設整備等事業、一般単独事業・一般事業）の対象となる。（都道府県・指定都市分充当率70%、市町村分充当率75%）

<市街地再開発事業の財源内訳>

組合施行の場合

公共施設等整備

（社会資本整備事業特別会計（道路勘定））

補助率 1/2の場合

施設建築物等整備（一般会計）

補助率 1/3

